

使用前の準備

【事前打ち合わせ】

○催し物の規模により、会場責任者の方が2階事務室までお越しいただき、担当者と打ち合わせしてください。

【関係機関への届出等】

○必要に応じて各関係官公署に届け出て、所定の手続きをしてください。

○上映行為を伴うビデオソフト等については、著作権法等の処理が適切に行われていることが必要です。

【お客様への周知】

ポスター、チラシに次の事項を印刷する等、周知を図ってください。

「車でのご来場はご遠慮ください」

「催しの問い合わせ先及び主催者の住所、氏名、電話番号」

使用上の注意

○定員を厳守してください。

○使用目的(許可を受けた場合)以外に使用しないでください。

○主催者は必ず会場責任者を置き、必要に応じて会場整理員等を定めてください。さらに、事故等の発生に備えて観客の避難誘導緊急連絡等についてセンター職員と十分打ち合わせをして、万全の対策がとれるようにしてください。

○会場責任者は準備から、後片付けに至るまで責任をもって指示監督を行ってください。

○看板、ポスター等の掲示は打ち合わせ時にセンター職員と協議してください。

○舞台設備の使用、器具の操作については、すべてセンター職員と協議してください。

○催し物の表示、案内看板、お茶その他消耗品等をご持参ください。

○段ボール、チラシ等の空き箱等はお持ち帰りください。

○センターの施設設備などを損傷もしくは滅失したときは、その損害を賠償していただきます。

○許可なく物品を販売しないでください。

○使用者は次のことについて関係者及び入場者に責任を持って指示してください。

1. センター内は禁煙です。喫煙は建物外に指定した場所をお願いします。
2. 火気は所定の場所以外では使用しないでください。
3. 第1ホール内での飲食は堅くお断りします。
4. センター内にアルコール類の持ち込みや飲酒はしないでください。
5. 騒音・放歌・暴力等、他人に迷惑をかける行為はしないでください。
6. 他人に危害をおよぼすおそれのある物品・動物を持ち込まないでください。
7. 避難経路の確認を行ってください。

【使用の制限及び許可の取り消し】

次の場合は施設使用を許可することはできません。すでに許可を受けた場合でも取り消すことがあります。

1. 公の秩序、善良な風俗又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
2. 施設・設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
3. センターの管理上支障があると認められるとき。
4. 生涯学習センター条例、規則若しくはこれに基づく指示に違反したとき。
5. 正当な手続きによらず、使用の目的又は内容を変更したとき。
6. 災害その他の事故により使用できなくなったとき。



交通の便

京阪宇治交通 琵琶台口バス停すぐ

JR宇治駅から徒歩 15分

京阪宇治駅から徒歩 20分

専用駐車場はありません。

公共交通機関をご利用ください。

宇治市生涯学習センター 利用案内



京都府宇治市宇治琵琶 45 番地の 14

TEL (0774)39 - 9500

FAX (0774)39 - 9501

Eメール shogaigakushu @ city.uji.kyoto.jp

開所時間

午前9時から午後10時までです。

臨時に開所時間を変更する場合があります。

休所日

毎週月曜日(ただし、祝日を除き窓口業務は行っています)

12月28日から翌1月3日

その他、臨時に休所する場合があります。